

燕市告示第 116 号

燕市赤ちゃん紙おむつ購入費助成事業実施要綱（令和6年燕市告示第77号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 27 日

燕 市 長 鈴 木 力

第1条中「乳児用」を「乳幼児用」に改める。

第2条第1号中「対象乳児」を「対象乳幼児」に、「1歳」を「2歳」に改め、同条第2号中「乳児」を「乳幼児」に改める。

第3条中を次のように改める。

（助成額及び助成回数）

第3条 助成額及び助成回数は、次のとおりとする。ただし、年度の途中に転入した場合は転入した年度からの分を助成することとし、年度の途中に転出した場合は転出した年度の方までを助成することとする。

（1）対象乳幼児が出生した年度において、対象乳幼児1人につき1万円とし、助成回数は、1回限りとする。

（2）対象乳幼児が1歳に到達する年度において、対象乳幼児1人につき1万円とし、助成回数は、1回限りとする。

第4条第1号中「対象乳児」を「対象乳幼児」に改め、「養育者」の次に「（年度の途中において転出した者は、転出日までの者を対象とする。）」を加える。

第5条第1項及び第2項中「対象乳児」を「対象乳幼児」に改め、同条第3項中「給付金の申請」の次に「又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第10条の13第1項の届出」を加える。

第6条中「審査し、」の次に「各年度において」を加える。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）



燕市赤ちゃん紙おむつ購入費助成事業申請書兼請求書

(宛先) 燕市長

年 月 日

燕市赤ちゃん紙おむつ購入費の助成を受けたいので、次のとおり申請・請求します。

申請者 (養育者)	住所	〒 -		
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	電話番号	-		-
対象乳幼児	氏名			
	生年月日	年	月	日 (年度末年齢: 歳)
	転入日	※申請日の属する年度内に市外から転入した場合は記入 年 月 日		

○ 申請・請求額

①対象乳幼児が出生した年度: _____ 円

②対象乳幼児が1歳に到達する年度: _____ 円

※出生した年度中に、対象乳幼児が燕市外へ転出した場合は②は支給しません。

○ 給付金振込口座の指定

☐ 児童手当の口座を希望します（公務員は不可）。

☐ 上記以外の口座を希望します。（こども名義の口座は不可）

下記に申請者名義（“申請者（養育者）”と同じ氏名）の振込口座を記入し、裏面に通帳またはキャッシュカードの写しを貼付してください。

金融機関名				支店名		分類	口座番号 (右詰め)					(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁連 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連				本店・支店 本所・支所 出張所		1 普通						
						2 当座						
金融機関番号				店番号								

貼 付 欄

確認書類を貼付してください。

- 振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義（カナ）が分かる通帳
またはキャッシュカードの写し。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金の無い口座を記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の燕市赤ちゃん紙おむつ購入費助成事業実施要綱第5条の規定による申請を行った者は、この告示による改正後の燕市赤ちゃん紙おむつ購入費助成事業実施要綱の申請を行ったものとみなす。